

**御浜町**

**子ども・子育て支援事業計画（一部変更）**

**平成28年2月**

**三重県・御浜町**

本計画は、平成27年3月に策定した御浜町子ども子育て支援事業計画の一部「第4章子ども・子育て支援の施策展開」の「3教育・保育の提供体制の確保内容及び実施時期」中、「(2)放課後児童健全育成事業等」を次のとおり変更するものです。

## (2)放課後児童健全育成事業等

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【量の見込み】

単位：人[登録児童数]

| 項目              | 対象年齢 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|-----------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 放課後児童健全<br>育成事業 | 低学年  | 48         | 57         | 50         | 50         | 50         |
|                 | 高学年  | 20         | 23         | 25         | 25         | 25         |
| 合計              |      | 68         | 80         | 75         | 75         | 75         |

#### 【現状と確保内容】

現在、放課後児童健全育成事業として「みはま児童クラブ」を設置しています。

将来的には、みはま児童クラブ1及び2の定員で量の見込みに対応できると予想されるため、町として現状の体制を維持します。

しかしながら、平成28年度には10名程度の待機児童が発生する見込みであることから、支援の単位の増加が図られるよう新たな放課後児童クラブの実施を促進します。

対象児童の要件については、条例で「概ね10歳未満」としていた規定を「小学校6年生」までに改定します。開設時間については、利用者のニーズを捉える中で、必要に応じて見直しを図ります。なお、みはま児童クラブの開設時間について、早くとも午後6時35分までとなるよう、条例の規定を改定します。

#### 【確保方策】

単位：人[登録児童数]

| 項目          | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| みはま児童クラブ1   | 35         | 35         | 30         | 30         | 30         |
| みはま児童クラブ2   | 35         | 35         | 30         | 30         | 30         |
| 新たな放課後児童クラブ | —          | —          | 30         | 30         | 30         |
| 合計          | 70         | 70         | 90         | 90         | 90         |

### ②放課後子ども教室

現在、未実施の事業です。

放課後子ども教室へのニーズを調査し、すべての小学生を対象とする放課後児童対策として、放課後児童クラブと一体的、または、連携による実施を目指していきます。

平成31年度までの整備計画は、「平成30年度を目標に全学校で実施」とします。

単位：校区[小学校区数]

| 項目       | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 放課後子ども教室 | 検討         | 試行         | 必要に応じて実施   | 4          | 4          |
| 合計       | —          | —          | —          | 4          | 4          |

### ③一体型、または、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

小学校の教室を利用して放課後児童クラブを実施している学校（隣接している施設での放課後児童クラブを含む）を一体型、学校の教室以外で放課後児童クラブを実施している学校を連携型として進めていきます。

本計画初年度の平成27年度は、放課後子ども教室へのニーズをもとに検討し、平成28年度は、月1回程度の一体型および連携型を実施し、その結果を十分検証します。その結果を受け、平成29年度以降は、必要に応じ一体型および連携型を実施していき、平成31年度には、一体型を1ヶ所、それ以外を連携型として実施していきます。

### ④一体的、または、連携による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または、連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校区ごとに、学校関係者も含め年3回程度の検討会を開催することとします。

その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。

イ 実施する際には、児童の安全面に十分配慮した人員配置やプログラムに努めます。

ウ 小学校の余裕教室等への活用については、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の新設予定など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況も予想されます。放課後子ども教室の実施にあたっては、小学校の余裕教室等の活用方策を具体化しつつ、専用教室の確保が困難な学校では、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進するとともに、放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解を促し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

### ⑤放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

ア 放課後児童クラブの実施主体である健康福祉課および放課後子ども教室の実施主体である教育課と定期的な事務局打合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

イ 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施にあたって、利用児童に事故があった場合または利用児童および指導員等に起因する事故があった場合は、それぞれの実施主体の責任とします。

ウ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討をしていきます。

## ⑥放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する体制と役割等

福祉部局と教育委員会との具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策などや事業の検証・評価を行う「運営委員会」を設置します。なお、御浜町子ども・子育て会議が、この「運営委員会」を兼ねるものとします。

また、総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、運営委員会で具体的な対策を検討していくものとします。